

(別紙)

学習指導要領移行期間中の学習評価の在り方について

教学指導課

移行期間中の学習評価については、以下の点に留意して取扱いをお願いします。

記

1 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行学習指導要領の下の評価規準等に基づいて学習評価を行う。

2 児童（生徒）指導要録の様式の変更について

現行学習指導要領の実施期間（小学校：平成 31 年度まで 中学校：平成 32 年度まで）は、原則として現行の指導要録を使用し、新学習指導要領の全面実施に合わせて新しい様式を使用する。

3 移行期間中の指導要録の記入について

(1) 道徳科

総合所見及び指導上参考となる諸事項の欄を分け、評価を記入する。

具体例等については「特別の教科 道徳」アシスト 2（平成 29 年 3 月）を参照。

(2) 小学校外国語活動

<第 3, 4 学年>

総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に、児童の学習状況における顕著な事項を記入するなど、外国語活動に学習に関する所見を文章で記述する。

⇒指導要録へは、顕著な事柄がある場合のみ記入するものとし、必ずしも記入しなければならないというものではない。

<第 5, 6 学年>

現行の扱い*と同様とし、外国語活動の記録の欄に文章で記述する。数値による評価は行わないことし、評定も行わない。

※現行の扱い：各学年において、1 つ以上の観点に照らして児童にどのような力が付いたかを文章で記述する。ただし、第 5, 6 学年の 2 年間で、すべての観点について記述する。